(七)　事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、次の措置を講ずることとした。

(1)　生産工程効率化等設備等に係る措置について、次の見直しを行う。（租税特別措置法第一〇条の五の六及び第四二条の一二の七関係）

イ　適用対象となる事業者を産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から令和八年三月三一日までの間にされた産業競争力強化法の認定に係る同法に規定する認定事業適応事業者であるものとする。

ロ　対象資産について、次の見直しを行う。

(イ)　産業競争力強化法の認定の日から同日以後三年を経過する日までの間に取得等をするものとする。

(ロ)　需要開拓商品生産設備を除外する。

(ハ)　令和六年四月一日前に認定の申請がされた認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備で同日以後に取得等をされたものを除外する。

ハ　中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）が事業の用に供した生産工程効率化等設備の特別税額控除割合を一〇〇分の一〇（エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する一定のものについては、一〇〇分の一四）とする。

(2)　産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の特別税額控除措置を次のとおり創設する。（租税特別措置法第四二条の一二の七関係）

イ　青色申告書を提出する法人で新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和九年三月三一日までの間にされた産業競争力強化法の認定に係る同法に規定する認定事業適応事業者（以下「認定産業競争力基盤強化商品生産販売事業者」という。）であるものが、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された同法に規定する産業競争力基盤強化商品（以下「産業競争力基盤強化商品」という。）のうち同法の半導体（以下「半導体」という。）の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産（以下「半導体生産用資産」という。）の取得等をして、その法人の事業の用に供したときは、その事業の用に供した日からその認定の日以後一〇年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度（以下「供用中年度」という。）において、その半導体生産用資産により生産された半導体が次に掲げる半導体のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める金額と、その事業の用に供したその半導体生産用資産及びこれとともにその半導体を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に対して投資した金額の合計額として一定の金額（その半導体生産用資産について既に本措置により特別税額控除の対象となった金額等を除く。）とのうちいずれか少ない金額の合計額の特別税額控除ができる。ただし、特別税額控除額については、情報技術事業適応設備、事業適応繰延資産及び生産工程効率化等設備に係る特別税額控除措置と合計して当期の法人税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とし、税額控除限度超過額については三年間の繰越しができる。

(イ)　演算半導体　一万六、〇〇〇円（トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において一三〇ナノメートルを超える演算半導体にあっては、一万六、〇〇〇円にその演算半導体の標準的な価額の基準演算半導体の標準的な価額に対する一定の割合を乗じて計算した金額）に、その半導体生産用資産により生産された演算半導体のうちその供用中年度において販売されたものの直径二〇〇ミリメートルのウエハーで換算した枚数にその販売された日に応じた一定の割合を乗じて計算した金額

(ロ)　(イ)に掲げる半導体以外の半導体（以下「その他半導体」という。）　四、〇〇〇円（パワー半導体等にあっては、四、〇〇〇円にそのパワー半導体等の標準的な価額の基準半導体の標準的な価額に対する一定の割合を乗じて計算した金額）に、その半導体生産用資産により生産されたその他半導体のうちその供用中年度において販売されたものの直径二〇〇ミリメートルのウエハーで換算した枚数にその販売された日に応じた一定の割合を乗じて計算した金額

ロ　青色申告書を提出する法人で新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和九年三月三一日までの間にされた産業競争力強化法の認定に係る認定産業競争力基盤強化商品生産販売事業者であるものが、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品（半導体を除く。以下「特定産業競争力基盤強化商品」という。）の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産（以下「特定商品生産用資産」という。）の取得等をして、その法人の事業の用に供したときは、その事業の用に供した日からその認定の日以後一〇年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度（以下「供用中年度」という。）において、その特定商品生産用資産により生産された特定産業競争力基盤強化商品が次に掲げる商品のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める金額と、その事業の用に供したその特定商品生産用資産及びこれとともにその特定産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に対して投資した金額の合計額として一定の金額（その特定商品生産用資産について既に本措置により特別税額控除の対象となった金額等を除く。）とのうちいずれか少ない金額の合計額の特別税額控除ができる。ただし、特別税額控除額については、情報技術事業適応設備、事業適応繰延資産、生産工程効率化等設備及び半導体生産用資産に係る特別税額控除措置と合計して当期の法人税額の一〇〇分の四〇相当額を限度とし、税額控除限度超過額については四年間の繰越しができる。

(イ)　産業競争力強化法に規定する自動車（以下「自動車」という。）　二〇万円（内燃機関を有しないもの（軽自動車を除く。）にあっては、四〇万円）に、その特定商品生産用資産により生産された自動車のうちその供用中年度において販売されたものの台数にその販売された日に応じた一定の割合を乗じて計算した数の合計を乗じて計算した金額

(ロ)　産業競争力強化法の鉄鋼（以下「鉄鋼」という。）　二万円に、その特定商品生産用資産により生産された鉄鋼のうちその供用中年度において販売されたもののトンで表した重量にその販売された日に応じた一定の割合を乗じて計算した数の合計を乗じて計算した金額

(ハ)　産業競争力強化法に規定する基礎化学品（以下「基礎化学品」という。）　五万円に、その特定商品生産用資産により生産された基礎化学品のうちその供用中年度において販売されたもののトンで表した重量にその販売された日に応じた一定の割合を乗じて計算した数の合計を乗じて計算した金額

(ニ)　産業競争力強化法の燃料（以下「燃料」という。）　三〇円に、その特定商品生産用資産により生産された燃料のうちその供用中年度において販売されたもののリットルで表した体積にその販売された日に応じた一定の割合を乗じて計算した数の合計を乗じて計算した金額

ハ　本措置は、次に掲げる要件のいずれにも該当しない事業年度については、適用しない。ただし、その事業年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であって、その事業年度の所得の金額がその前事業年度の所得の金額以下である一定の場合におけるその事業年度については、この限りでない。

(イ)　継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が一〇〇分の一以上であること。